

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、「特定空家等」に加えて「管理不全空家等」も指導・勧告の対象となりました。

近年、空き家は増加しており、今後も更に増加が見込まれています。こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から、空き家の適切な管理を促し、空き家対策を総合的に強化するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されました。

ポイント1

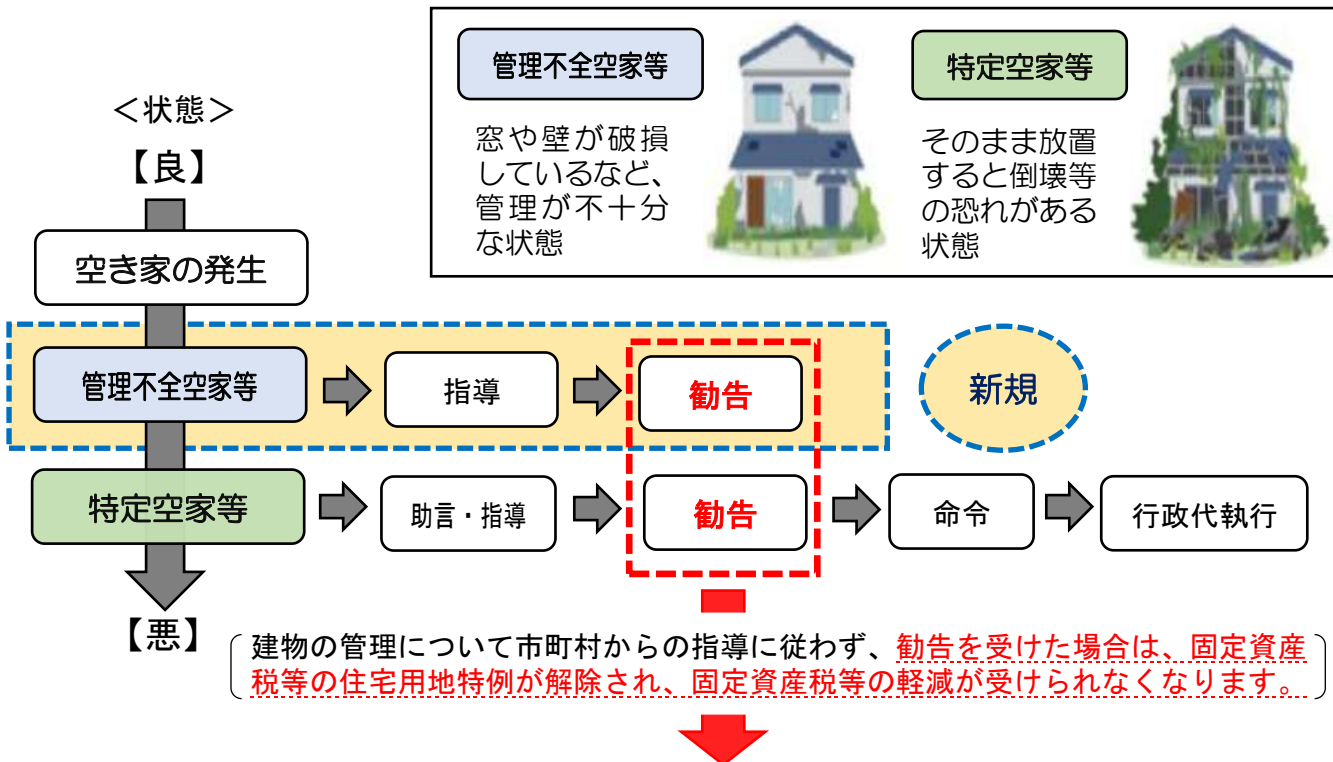
所有者等の責務強化

空き家等の所有者等について、空き家等の適切な管理の努力義務に加え、**国または地方公共団体が実施する空き家等に関する施策に協力する努力義務が追加**されました。

ポイント2

「管理不全空家等」の新設

放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家を「管理不全空家」とし、「特定空家等」に加えて、**管理不全空家等も指導・勧告の対象**となりました。



固定資産税等の住宅用地特例

固定資産税等の住宅用地特例は、住宅政策上の観点から、居住の用に供する住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられた措置であり、土地が住宅用地に該当する場合には、下記のとおり、固定資産税等が軽減されます。

	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税の課税標準額	1/6に軽減	1/3に軽減
都市計画税の課税標準額	1/3に軽減	2/3に軽減